

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

条 例

○宮城県県税条例の一部を改正する条例

(税務課)

一

ページ

条 例

宮城県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十四号

宮城県県税条例の一部を改正する条例

宮城県県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第五項から第七項まで及び第九項中、「平成二十年三月三十一日」を「平成二十年五月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宮城県県税条例附則第十四条第五項から第七項まで及び第九項の規定は、この条例の施行の日(以下、「施行日」という。)以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。